

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年8月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第14号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第12号）第4条第6項及び第7項並びに第14条の8第1項の改正規定並びに附則第2項の規定並びに公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第21号）第7条第3項及び第4項並びに第24条の6第1項の改正規定並びに附則第2項の規定の施行期日は、令和元年8月27日とする。